

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

平成18年 8 月
(第 3 回訂正分)

株式会社ネットエイジグループ

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年8月21日に関東財務局長に提出し、平成18年8月22日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成18年7月31日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成18年8月3日付及び平成18年8月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集3,500株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年8月18日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には__を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成18年8月18日に決定された引受価額(555,000円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格600,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「833,000,000」を「971,250,000」に訂正
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「833,000,000」を「971,250,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。

(注) 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「600,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「555,000」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「238,000」を「277,500」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（560,000円～600,000円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分上回る状況であったこと
②申告された需要件数が多かったこと
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、600,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は555,000円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（600,000円）と平成18年8月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（476,000円）及び平成18年8月18日に決定した引受価額（555,000円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取額となります。
3. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は277,500円と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき555,000円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成18年8月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき555,000円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき45,000円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成18年8月18日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、27株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「2,030,000,000」を「1,942,500,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「1,990,000,000」を「1,902,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
（注）1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,902,500千円につきましては、1,030,000千円をインターネット関連事業の事業拡大のためのシステム投資、営業・技術スタッフの採用費用、携帯コンテンツサービスの新規開発等に充当し、残額をベンチャーキャピタル投資、ベンチャー企業支援事業のサービス強化のための運転資金等に充当する予定であります。